

国民の審判で「社会保障・税一体改革」をやめさせ、社会保障拡充への転換を！

ほっかいどうの社会保障

2012年11月20日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

どうしたら、住民の負担を軽減できるのか？

社会保障マスター養成講座② 「社会保障制度を学ぶ」 佐藤宏和・道生連事務局長が解説

11月15日、社会保障マスター養成講座・第2講座が行われ、「社会保障を学ぶ」をテーマに、佐藤宏和・道生連事務局長が、道社保協発行の『道民のくらしに役立つハンドブック』を使って講演し、討論しました。参加者からは「わかりやすかった。早速使ってみたい。改善のとりにくみしたい」などの感想が寄せられました。



社会保障制度は、給付と軽減の二つの方法 多くが「生活保護」が基準

佐藤氏は、「社会保障の制度は、社会手当などの『給付』と、保険料や利用料などの『軽減』の2つ方法がある」と説明。しかし今「給付」の根幹の生活保護が下げられようとしているが、すでに4人以上の世帯で切り下げが始まっている。札幌市の就学援助の基準も生活保護4人世帯で決めているため、基準が下がり、全国にも適用率が下がっていると指摘。また、負担軽減は自治体で、給付は国の制度が多い。

「給付の拡充と負担を軽減しないと生活は守られない」と指摘し、改善の取り組みの重要性も指摘しました。

**税の軽減を 控除で100万円還付の例も
「非課税」になるといろいろな制度が利用できる**

日本の住民税が高く小泉改革で一律10%（所得税は5%）にしたため、税金を払えない人が増えている。道でも6万件も差押えされている。高い住民税を正当な方法で軽減する方法がある。税を軽減して「非課税」になると、いろいろな制度も利用できると、障害者控除や医療費控除も説明。

障害者控除 障害者手帳がなくても要介護認定を受けている場合可能、認定日から5年間遡って利用できる。公営住宅の減免にも使える。所得税、住民税、国保税で100万円戻った例も紹介しました。

医療費控除 家族の医療費も申告できる。しかし天引きされた税の場合は自分以外利用できない。年金からの天引き強制で国税が増えたと紹介。また、医療費が10万円以上とは限らない。所得が200万円以下の場合には所得の5%を超える分は可能。控除対象も病院の医療費だけではないと紹介（くわしくはハンドブックに）。



**医療費、保険料の軽減 低額でも確定申告を！
非課税証明書に確定申告が必要です**

高額療養費 今年から外来の減額認定証があれば高額療養費分は支払わなくてよくなった。毎年6月に発行されるので「減額認定証」の手続きすることをお勧めします。「非課税」は証明が必要ですが、確定申告をするので証明書が発行されますので、低額でも申告が必要です。

窓口負担軽減 保険料を払えない人は道内2割以上、医療費も払えない。国の制度で医療費の減免・猶予制度があるが基準は自治体で違う。多くの自治体で所得減少が対象ですが低所得者を対象にする自治体も。後期高齢者医療も制度があります。

国保料（税）の時効 道内179自治体のうち、市部では半数、町村ではほとんど税【保険料の時効2年、税は5年】。税は自動的に消滅するが、保険料の場合、時効停止の方法【差押、承認（納付約束）、請求（一部納付）】があるので気をつけてほしいと説明。行政には説明責任もあります。

国保料（税）・介護保険料減免 保険料（税）は法定減免があり、確定申告で減免される。申告しないと基本料金が徴収されるが収入申告で軽減できます。自発的失業者の減免制度や自治体によっては国保の他にも介護保険料、利用料の申請減免もあります。介護では、保険料、利用料を払うと生活保護が必要になる場合境界層該当措置もあります。資格証明書を解除できる場合も紹介。

第3講座 は公開講座 「日本の社会はどこから、どこへ向かっているのか」
11月28日（水）18時～ かでの2.7 講師 石川 康宏氏（神戸女学院大学教授）

第4講座は 「国保・介護の基本、要求を実現するには」（仮題）
2013年1月11日（金）18時～ かでの2.7
講師 寺内 順子氏（大阪社保協 事務局長）



募集中